

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年11月27日に閣議決定された第三次生物多様性国家戦略において「国立公園などの自然公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくことが必要である」とされ、生物多様性保全を進める上で国立公園等の担う役割は極めて重要なものとなっている中で、国立公園の特別保護地区、第一種特別地域等の核心地域の保護の強化が求められている。

我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制の公園であるため、自然環境保全上重要な特別保護地区、第一種特別地域も含めて多くの民有地が存在しているが、当該区域の自然環境の保全を図るための自然公園法等に基づく工作物の構築や立木の伐採などの各種行為の規制と、土地所有者の権利との調整を要する事例が度々生じている。

このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在する民有地の買上げを促進し、これら地域の保護管理の強化を図る。

2. 事業計画

買上対象地	H17-20	H21	H22	H23	H24
国指定名蔵アハル鳥獣保護区	← 測量等買上げ	→ 買上げ(未済地)			
吉野熊野国立公園「大峰山地区」		← 測量	→ 測量等買上げ		→ 買上終了
次期買上対象地			← 測量等	→ 買上げ	

() 現時点において多数の買上候補地があることから、調整状況の熟度、国が買上げを行う必要性及びプライオリティーを総合的に判断した上、次期買上対象地を選定し、土地の測量等に着手する。

3. 施策の効果

本事業は、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うものであるため、当該地を国の行政財産(環境省所管地)とすることにより、国立公園等の効率的な保護・管理を行うことができる。

特定民有地買上事業

I 制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

II 買上対象地

- (1) 国立公園 特別保護地区、第一種特別地域 ()
- (2) 国指定鳥獣保護区 特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
- (3) 生息地等保護区 管理地区
- () 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

III 買上要件

法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

所有者から買上げの申出があること。

- () 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。
- このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うために買上げを行うものである。

IV 国の予算措置

- (1) 土地測量費
- (2) 立木調査費
- (3) 不動産評価鑑定料
- (4) 不動産購入費

V 取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。

(参考) 過去における買上事例

- ・昭和53年度 磐梯朝日国立公園特別保護地区(裏磐梯地区)
- ・平成8～10年度 知床国立公園特別保護地区(ルシヤ・テッパンハツ地区) 等
- () ただし、特定民有地等買上交付地方債元利償還金等補助金(昭和47年度～平成16年度)による国庫負担(10/10)によるもの。